

【標準仕様】

部位	標準仕様
乗降口	<ul style="list-style-type: none"> ・乗降口の端部は路面と明確に識別する。 ・乗降口にステップ照射灯などの足下照明を設置し、夜間の視認性を向上させる。 ・車いすを乗降させる乗降口の有効幅は 900mm以上(小型は 800mm以上)とする。 ・大量乗降を想定する大型車両の場合には、乗降口の有効幅は 1000mm以上とする。 ・乗降時のステップ高さは 270mm以下とする。 ・傾斜は極力少なくする。 ・乗降口の両側(小型では片側)に握りやすくかつ姿勢保持しやすい握り手を設置する。 ・乗降口に設置する握り手の太さは 25mm程度とする。 ・握り手の表面は滑りにくい素材や仕上げとする。
低床部通路	<ul style="list-style-type: none"> ・乗降口付近を除く低床部分の通路には段差やスロープを設けない。 ・車いすが移動する部分の通路幅は 800mm 以上とする。 ・低床部の全ての通路幅を 600mm以上とする。(ただし、全幅が 2.3m級以下のバスであって、構造上、基準を満たすことが困難なものについてはやむを得ない。)
床	<ul style="list-style-type: none"> ・床は滑りにくい材質又は仕上げとする。
後部段差	<ul style="list-style-type: none"> ・段差の端部は周囲の床と明確に識別する。 ・低床部と高床部の間の通路に段差を設ける場合には、その高さは1段あたり 200mm以下とする。 ・低床部と高床部の間の通路にスロープを設ける場合には、その角度は5度(約9%勾配)以下とする。 ・スロープと階段の間には 300mm程度の水平部分を設ける。 ・段差部に手すり等をつける。
手すり	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者などの伝い歩きを考慮した手すりなどを設置する。 ・車いすスペースについては、車いすの移動に支障をきたさないように手すりなどを配置するとともに立席者用の吊革などを併用する。 ・縦握り棒は座席2列(横向き座席の場合は2席、車いすスペースの横向き座席が3人掛け跳ね上げ式シート部は3席に1本)ごとに1本配置する。 ・タイヤハウスには高さ 800mm程度の高さの位置に水平手すりを設置する。 ・手すりなどは、乗客が握りやすい形状とする。 ・手すりなどの太さは 30mm程度とする。
車内表記	<ul style="list-style-type: none"> ・車内表記は、わかりやすい表記とする。 ・車内表記は可能な限りピクトグラムによる表記とする。 ・ピクトグラムおよびその大きさは添付図を参照する。 ・認知度の低いピクトグラムについては、最小限の文字表記を併用する。
降車ボタン	<ul style="list-style-type: none"> ・降車ボタンは、わかりやすく押し間違えにくい位置に設置する。 ・視覚障害者に配慮し、押しボタンの高さを統一する。ただし、優先席及び車いすスペースに設置する押しボタンはこの限りではない。 ・縦握り棒に配置する押しボタンは床面より 1400mm程度の高さとする。 ・座席付近の壁面に配置する押しボタンは、床面より 1200mmの高さとする。
スロープ板	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすを乗降させるためのスロープ板の幅は 800mm 以上とする。 ・地上高 150mmのバスベイより車いすを乗降させる際のスロープ角度は 7 度(約 12%勾配)以下とし、長さは 1050mm以下とする。 ・スロープ板の表面は滑りにくい材質若しくは仕上げとする。 ・スロープ板は、容易に取り出せる場所に格納する。
車いすスペース	<ul style="list-style-type: none"> ・バスには2脚分以上(車いすでの利用者の頻度が少ない路線にあつては 1 脚分)の車いすスペースを確保する。 ・車いすを取り回すためのスペースが少ない小型バスなどの場合は1脚分でもやむを得ない。 ・車いす使用者がバスを利用しやすい位置に車いすスペースを設置する。 ・乗降口から 3000mm 以内に設置する。 ・車いすスペースは、車いすを取り回しできる広さとする。 ・車いすを固定する場合のスペースは 1300(長さ)×750(幅)×1300(高さ)mm 以上(2脚の車

	<ul style="list-style-type: none"> いすを前向きに縦列に設ける場合には2脚目の長さは1100mm以上とする。 ・後向きに車いすを固定する場合には、車いすスペース以外に車いすの回転スペースを確保する。 ・車いす固定装置は、短時間で確実に車いすが固定できる構造とする。 ・前向きの場合には車いすを3点ベルトにより床に固定する。 ・後向きの場合には背もたれ板を設置し、横ベルトで固定する。 ・前向きの場合には、3点ベルト式固定装置付属の人ベルトを装着する。 ・後向きの場合には、車いす用姿勢保持ベルトを用意しておき、希望によりこれを装着する。 ・車いす使用者がバス乗車中に利用できる手すりなどを設置する。 ・車いす使用者が容易に使用できる押しボタンを設置する。 ・押しボタンは手の不自由な乗客でも使用できるものとする。
車外表示装置	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすマークは、車外の乗客から容易に確認できるようにする。
車外放送装置	<ul style="list-style-type: none"> ・車外の乗客とバス乗務員とが容易に情報交換できるようにする。
優先席	<ul style="list-style-type: none"> ・優先席は乗降口に近い位置に3席以上(中型バスでは2席以上、小型バスでは1席以上)設置する。 ・優先席は対象乗客が安全に着座でき、かつ、立ち座りに配慮した構造とする。 ・乗客の入れ替わりが頻繁な路線では、優先席は少し高め(400mm～430mm)の座面とする。 ・優先席には、乗客が利用しやすい位置にわかりやすい押しボタンを設置する。 ・押しボタンは手の不自由な乗客でも使用できるものとする。 ・乗客が体を大きく捻ったり、曲げたりするような位置への降車ボタンの配置は避ける。
室内色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・座席、縦握り棒、通路及び注意箇所などは高齢者や視覚障害者にもわかりやすい配色とする。 ・高齢者および色覚障害者でも見えるよう、縦握り棒、押しボタンなど、明示させたい部分には朱色または黄赤を用いる。 ・天井、床、壁面など、これらの背景となる部分は座席、縦握り棒、通路及び注意箇所などに対して十分な明度差をつける。

※傍線の部分は改正部分